

証券コード：1944

株式会社 きんでん

第107回

定時株主総会 招集ご通知



2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



大阪市北区本庄東2丁目3番41号
株式会社きんでん 本店（11階会議室）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役賞与支給の件
- 第3号議案 取締役13名選任の件

目次

▶ 第107回定時株主総会招集ご通知 …	2
▶ 株主総会参考書類 ……………	6
▶ 事業報告 ……………	16
▶ 連結計算書類 ……………	45
▶ 計算書類 ……………	47
▶ 監査報告 ……………	49

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面又はインターネット等によって議決権を行使していただくことを強くご推奨申し上げます。

また、当日は感染拡大予防のため、検温、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
第107回定時株主総会を2021年6月24日（木曜日）
に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいた
します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援
を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

取締役社長 **上坂 隆勇**

[企 業 理 念]

私たちは

優れた設備とサービスを創造し

社会のインフラを支え

明るく豊かな未来の実現に貢献します

(証券コード：1944)

2021年6月3日

株 主 各 位

大阪市北区本庄東2丁目3番41号

株式会社 **きんでん**

取締役社長 上 坂 隆 勇

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面又はインターネット等によって議決権を行使していただくことを強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使のご案内」（4頁及び5頁）に従って、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区本庄東2丁目3番41号 当社本店（11階会議室）
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第107期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第107期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役賞与支給の件
 - 第3号議案 取締役13名選任の件

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネット等の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権の行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kinden.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kinden.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

新型コロナウイルス感染防止の対応について

【株主の皆様へのお願い】

- ・ 新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には株主総会当日のご来場を見合わせていただくよう、お願い申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ ご来場される場合には、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

【感染リスク低減のための当社の対応】

- ・ 役員並びに運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・ 受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・ 受付・会場にアルコール消毒液を設置させていただきます。
- ・ 会場内は、株主の皆様に必要な限り間隔を空けてお座りいただくよう、座席を配置いたします。

なお、本株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kinden.co.jp/>）に掲載いたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送下さい。

行使期限

2021年
6月23日（水曜日）
午後5時30分
到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

5頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2021年
6月23日（水曜日）
午後5時30分
入力完了分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さい。

株主総会開催日時

2021年
6月24日（木曜日）
午前10時

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇
御中
株主総会日
議決権の数
XX 股
XXXX年X月XX日

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX
見本

〇〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに各議案の賛否をご記入下さい。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

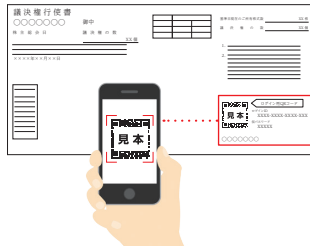
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

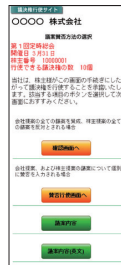
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認下さい。

ご注意事項

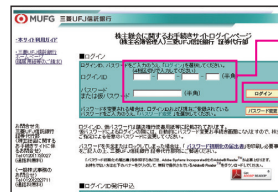
- ・毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話のご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信料金等の費用は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

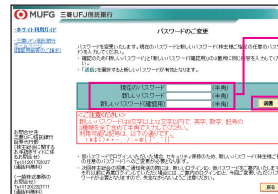
- 1 議決権行使サイトにアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境、企業体質の強化と総合設備工事会社としての今後の積極的な事業展開等を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定配当の継続に加えて業績等により算出した年間配当額から中間配当を差し引いた額を期末配当とするという当社の配当方針に基づき、以下のとおり1株につき19円とさせていただきたいと存じます。これにより、業績予想をもとに中間配当金として16円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき35円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金19円 総額 3,893,986,692円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月25日

第2号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役13名のうち社外取締役を除く取締役9名に対し、総額81,120,000円を賞与として支給したいと存じます。また、各氏に対する具体的な金額、支給の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

賞与の支給は、会社業績向上に対する取締役へのインセンティブ付与を目的として、事業報告30頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿っておこなわれるものであり、本議案における賞与の総額についても、同決定方針に沿って算定のうえ、指名・報酬等諮問委員会の諮問も経て決定されていることから、当該賞与の支給は相当なものであると判断しております。

第3号議案 取締役13名選任の件

現任の取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位及び担当		
1	再任	いこま まさお 生駒 昌夫	代表取締役会長		
2	再任	まえだ ゆきかず 前田 幸一	代表取締役副会長		
3	再任	うえさか たかお 上坂 隆勇	代表取締役社長		
4	再任	ゆかわ ひでひこ 湯川 英彦	代表取締役副社長 東京本社代表		
5	再任	あみさき まさや 網崎 雅也	取締役 専務執行役員 情報通信本部・安全衛生環境室担当、中央総括安全衛生管理者		
6	再任	はやし ひろゆき 林 弘之	取締役 専務執行役員 東京営業本部長、営業総括		
7	再任	たなか ひでお 田中 日出男	取締役 常務執行役員 技術本部長、京都研究所担当		
8	再任	にしむら ひろし 西村 博	取締役 常務執行役員 電力本部長		
9	再任	さとう もりよし 佐藤 守良	取締役 常務執行役員 大阪営業本部長、経営企画部担当		
10	再任	よしだ はるのり 吉田 治典	社外	独立	取締役
11	再任	とりやま はんろく 鳥山 半六	社外	独立	取締役
12	再任	たかまつ けいじ 高松 啓二	社外	独立	取締役
13	再任	もりかわ けいぞう 森川 桂造	社外	独立	取締役

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	い こ ま ま さ お 生 駒 昌 夫 (1952年 9 月 9 日生) 再 任	2007年 6 月 関西電力株式会社常務取締役 2011年 6 月 同社代表取締役副社長 2013年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員 (2016年 6 月 退任) 2016年 6 月 当社代表取締役会長 (現任)	31,800株
	(選任理由) 生駒昌夫氏は、関西電力株式会社の代表取締役副社長執行役員として企業経営に携わり、その後その豊富な経験と幅広い知識、見識を活かし、当社の代表取締役会長として、指導力を遺憾なく発揮しております。 また、取締役会の議長としての確に議事を運営し、問題提起や構成メンバー相互の意思疎通を図り、取締役会の監督機能を高めております。 これらのことから、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
2	ま え だ ゆ き か ず 前 田 幸 一 (1951年12月 6 日生) 再 任	1974年 4 月 当社入社 2008年 6 月 当社取締役 常務執行役員 2010年 6 月 当社取締役 専務執行役員 2012年 6 月 当社代表取締役副社長 2013年 6 月 当社代表取締役社長 2020年 6 月 当社代表取締役副会長 (現任)	87,900株
	(選任理由) 前田幸一氏は、2013年6月より代表取締役社長として会社運営全般の指揮を執り、業績向上に優れた実績を残すとともに、2020年6月からは代表取締役副会長としてその豊富な経験と高度な見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを推進しております。 これらのことから、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	うえ さか たか お 上 坂 隆 勇 (1956年12月29日生) 再任	1980年 4 月 当社入社 2011年 6 月 当社執行役員 中部支社長 2015年 3 月 当社常務執行役員 中部支社長 2016年 6 月 当社常務執行役員 東京支社長 2018年 6 月 当社取締役 常務執行役員 2020年 6 月 当社代表取締役社長 (現任)	15,900株
	(選任理由) 上坂隆勇氏は、代表取締役社長として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を適切におこない、会社運営全般の指揮を執っております。また、当社グループの持続的成長の実現に向け、中期経営計画を率先垂範して推進しております。取締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明をおこない、取締役会の意思決定機能を高めております。 これらのことから、取締役の職務を全うできる高い知識と見識を有した人材で、かつ経営者にふさわしい人格を兼ね備えた同氏を引き続き取締役候補者としてしました。		
4	ゆ かわ ひで ひこ 湯 川 英 彦 (1955年 3 月25日生) 再任	2011年 6 月 関西電力株式会社執行役員 国際室長 2013年 6 月 同社常務執行役員 国際室担当 2015年 6 月 同社取締役常務執行役員 (2018年6月 退任) 2018年 6 月 当社取締役 専務執行役員 2020年 6 月 当社代表取締役副社長 (現任) [現在の担当] 東京本社代表	17,200株
	(選任理由) 湯川英彦氏は、関西電力株式会社取締役常務執行役員として培われた豊富な企業経営の経験と幅広い知識、見識を活かし、当社代表取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を適切におこなっております。また、長期的視点に立った事業戦略を推進するなど、企業価値の向上に貢献していることから、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	あみ さき まさ や 網 崎 雅 也 (1958年 3 月 16 日生) 再任	1982年 4 月 当社入社 2011年 3 月 当社執行役員 東北支社長 2015年 3 月 当社常務執行役員 大阪支社長 2017年 6 月 当社取締役 常務執行役員 2018年 6 月 当社取締役 専務執行役員 (現任) [現在の担当] 情報通信本部・安全衛生環境室担当、中 央総括安全衛生管理者	17,900株
	(選任理由) 網崎雅也氏は、長く一般電気工事部門に従事し、2011年から東北支社長として復興事業の一端を担い、その後大阪支社長を歴任しております。 当社の一般電気工事部門における豊富な業務経験と技術・品質・安全の管理に関する知識と見識を有しており、また、現在は情報通信本部・安全衛生環境室担当を務め、総合設備工事会社の経営全般において手腕を遺憾なく発揮するなど、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
6	はやし ひろ ゆき 林 弘 之 (1959年 3 月 8 日生) 再任	1983年 4 月 当社入社 2011年 6 月 当社執行役員 東京支社長 2015年 3 月 当社常務執行役員 東京支社長 2016年 6 月 当社常務執行役員 東京営業本部長 2017年 6 月 当社取締役 常務執行役員 2018年 6 月 当社取締役 専務執行役員 (現任) [現在の担当] 東京営業本部長、営業総括	19,200株
	(選任理由) 林弘之氏は、長く東京支社において一般電気工事部門に従事し、副支社長を経て東京支社長を務めるなど、技術・品質・安全の管理に関する知識と見識を有しております。 現在は東京営業本部長を務め、卓越した営業力と幅広い業務知識に基づくバランスのとれた判断力を有しており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
7	た な か ひ で お 田 中 日出男 (1958年10月23日生) 再 任	1981年 4 月 当社入社 2013年 6 月 当社執行役員 技術本部長兼エンジニアリ ング部長 2014年 6 月 当社執行役員 技術企画室長、技術本部長 2015年 3 月 当社常務執行役員 技術本部長 2016年 6 月 当社常務執行役員 技術本部長、京都研究 所担当 2018年 6 月 当社取締役 常務執行役員（現任） [現在の担当] 技術本部長、京都研究所担当	29,100株
	(選任理由) 田中日出男氏は、長く東京支社において一般電気工事部門に従事し、工事部長、技術部長を経たの ち技術本部において当社の技術力向上に尽力してまいりました。 現在は技術本部長を務め、一般電気工事部門における豊富な業務経験と、当社の技術を統括する知 識と見識を有することから、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候 補者となりました。		
8	に し む ら ひ ろ し 西 村 博 (1959年12月23日生) 再 任	1982年 4 月 当社入社 2013年 3 月 当社中央支店副支店長 2014年 3 月 当社執行役員 奈良支店長 2016年 3 月 当社常務執行役員 奈良支店長 2017年 6 月 当社常務執行役員 電力本部副本部長 2018年 6 月 当社取締役 常務執行役員（現任） [現在の担当] 電力本部長	20,800株
	(選任理由) 西村博氏は、主に電力部門での経験が長く、豊富な業務経験と的確な経営判断をおこなう幅広い 知識と見識を有しております。また、奈良支店において副支店長を経て支店長を務めるなど、支店 経営全般に携わっております。 現在は電力本部長を務め、長期的視点に立った事業戦略を推進するなど、当社の取締役としてふ さわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
9	さとうもりよし 佐藤守良 (1958年12月16日生) 再任	1981年 4 月 当社入社 2013年 3 月 当社大阪営業本部営業第一部長 2014年 6 月 当社大阪営業本部副本部長兼営業第一部 長兼営業第二部長 2016年 6 月 当社執行役員 中部支社長 2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員（現任） [現在の担当] 大阪営業本部長、経営企画部担当	23,328株
	(選任理由) 佐藤守良氏は、長く大阪支社において一般電気工事部門に従事し、その後大阪営業本部副本部長、中部支社長を務めるなど、受注活動に尽力してまいりました。 現在は大阪営業本部長、経営企画部担当を務め、卓越した営業力と幅広い業務知識に基づくバランスのとれた判断力を有しており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
10	よしだ はる のり 吉田 治 典 (1945年11月19日生) 再任 社外 独立	1999年12月 京都大学大学院工学研究科教授 (2009年 3 月 退職) 2009年 4 月 岡山理科大学総合情報学部（現 工学部） 教授 (2015年 3 月 退職) 2011年 6 月 当社取締役（現任）	8,700株
	(選任理由及び期待される役割の概要) 吉田治典氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、建築学の専門家としての幅広い知識と見識などを活かして当社の経営に適切な助言をいただいており、当社の社外取締役としてふさわしい人材であると判断し、社外取締役候補者となりました。 同氏には、引き続き、建築学の専門家としての幅広い知識と見識などを活かして、独立性を持った客観的な立場から、当社の経営に適切な助言をいただくことを期待しております。		

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
11	とり やま はん ろく 鳥 山 半 六 (1959年9月5日生) 再任 社外 独立	1988年4月 弁護士登録 色川法律事務所入所 1995年1月 同所パートナー弁護士 2001年6月 日本山村硝子株式会社社外監査役 (2016年6月 退任) 2008年6月 株式会社コミュニチュア（現 株式会社ミ ライト・テクノロジーズ）社外監査役 (2020年6月 退任) 2015年1月 弁護士法人色川法律事務所社員 2015年6月 当社取締役（現任） 2018年1月 弁護士法人色川法律事務所代表社員 2020年1月 同所社員東京事務所代表（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人色川法律事務所社員東京事務所代表	3,700株
(選任理由及び期待される役割の概要) 鳥山半六氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に精通し、弁護士としての豊富な経験や幅広い知識と見識を活かし、当社の経営に適切な助言をいただいております、当社の社外取締役としてふさわしい人材であると判断し、社外取締役候補者となりました。 同氏には、引き続き、企業法務に精通する弁護士としての豊富な経験や幅広い知識と見識を活かして、独立性を持った客観的な立場から、当社の経営に適切な助言をいただくことを期待しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
12	たか まつ けい じ 高 松 啓 二 (1948年1月18日生) 再任 社外 独立	1973年4月 近畿日本鉄道株式会社（現 近鉄グループホールディングス株式会社）入社 2012年6月 同社代表取締役副社長 (2013年6月 退任) 2013年5月 株式会社近鉄百貨店取締役 2013年7月 同社代表取締役 副社長執行役員 2014年5月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2019年5月 同社代表取締役会長（現任） 2020年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社近鉄百貨店代表取締役会長	1,400株
	(選任理由及び期待される役割の概要) 高松啓二氏は、近鉄グループホールディングス株式会社の代表取締役副社長を経て、現在は株式会社近鉄百貨店の代表取締役会長として同社の経営全般の舵取りを担い、企業価値向上に尽力されております。その優れた知識と見識を活かして当社の経営に適切な助言をいただいております。同氏には、引き続き、経営者としての豊富な業務経験並びに経営全般に関する優れた知識と見識を活かして、独立性を持った客観的な立場から、当社の経営に適切な助言をいただくことを期待しております。		
13	もり かわ けい ぞう 森 川 桂 造 (1948年1月29日生) 再任 社外 独立	1971年4月 大協石油株式会社（現 コスモ石油株式会社）入社 2012年6月 同社代表取締役社長 社長執行役員 (2015年10月 退任) 2015年10月 コスモエネルギーホールディングス株式会社代表取締役社長 社長執行役員 2017年6月 同社代表取締役会長 2020年6月 当社取締役（現任） 2020年6月 コスモエネルギーホールディングス株式会社相談役（現任） (重要な兼職の状況) コスモエネルギーホールディングス株式会社相談役	200株
	(選任理由及び期待される役割の概要) 森川桂造氏は、コスモ石油株式会社の代表取締役社長を経て、コスモエネルギーホールディングス株式会社の代表取締役会長を務められ、同社の経営全般の舵取りを担い、企業価値向上に尽力されました。その優れた知識と見識を活かして当社の経営に適切な助言をいただいております。同氏には、引き続き、経営者としての豊富な業務経験並びに経営全般に関する優れた知識と見識を活かして、独立性を持った客観的な立場から、当社の経営に適切な助言をいただくことを期待しております。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 吉田治典、鳥山半六、高松啓二及び森川桂造の4氏は社外取締役候補者であります。
- (1) 吉田治典、鳥山半六、高松啓二及び森川桂造の4氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ吉田治典氏は10年、鳥山半六氏は6年、高松啓二及び森川桂造の両氏は1年であります。
- (2) 当社は、吉田治典、鳥山半六、高松啓二及び森川桂造の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、4氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
- (3) 当社は、吉田治典、鳥山半六、高松啓二及び森川桂造の4氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ており、4氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- (4) 高松啓二氏が株式会社近鉄百貨店の代表取締役として在任中の2018年10月に、同社は、優待ギフト送料の額の引上げに関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。
3. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約は、2021年7月に更新する予定です。

以 上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、一部に持ち直しの動きがみられたものの、厳しい状況が続きました。

建設業界におきましても、感染症の影響による企業の業績悪化、設備投資抑制に伴う建設市場の縮小、受注環境の悪化が懸念される状況となりました。

このような景況下、当社グループは中期経営計画（2017年度～2020年度）の最終年度となる当事業年度においても、強い事業基盤の確立、更なる生産性向上、労働環境の改善と従業員の満足度向上を図るべく、事業活動を展開してまいりました。

当期における当社グループの連結業績につきましては、完成工事高は前期比5.1%減の5,562億7千3百万円となりました。利益につきましては、営業利益は429億4千8百万円（前期比4.6%減）、経常利益は447億9千4百万円（前期比4.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は323億5千6百万円（前期比0.4%減）となりました。

なお、当社（個別業績）における工事種類別の受注工事高・完成工事高・繰越工事高は、次のとおりであります。

工 事 種 別	前期繰越 工 事 高	当期受注 工 事 高	合 計	当期完成 工 事 高	次期繰越 工 事 高
配 電 工 事	百万円 9,600	百万円 63,313	百万円 72,913	百万円 63,261	百万円 9,651
一 般 電 気 工 事	272,904	320,043	592,947	306,546	286,401
情 報 通 信 工 事	15,640	56,164	71,804	55,190	16,613
環 境 関 連 工 事	26,386	38,018	64,404	35,220	29,184
電 力 そ の 他 工 事	36,989	29,683	66,673	26,486	40,186
合 計	361,521	507,222	868,743	486,705	382,038

- (注) 1. 配電工事については、受注工事高は前期より0.1%の減少となり、完成工事高は0.4%の増加となりました。なお、全完成工事高に占める割合は13.0%であります。
2. 一般電気工事については、受注工事高は前期より1.1%の減少となり、完成工事高は10.3%の減少となりました。なお、全完成工事高に占める割合は63.0%であります。
3. 情報通信工事については、受注工事高は前期より7.1%の増加となり、完成工事高は9.5%の増加となりました。なお、全完成工事高に占める割合は11.3%であります。
4. 環境関連工事については、受注工事高は前期より7.6%の増加となり、完成工事高は1.9%の増加となりました。なお、全完成工事高に占める割合は7.2%であります。
5. 電力その他工事については、受注工事高は前期より13.1%の増加となり、完成工事高は0.3%の減少となりました。なお、全完成工事高に占める割合は5.5%であります。

(2) 対処すべき課題

今後につきましては、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、景気の先行きにおいても不透明な状況が続くと思われます。

建設業界におきましては、民間設備投資の減少等も懸念され、景況感は依然厳しい状況が見込まれます。

このような経営環境下ではありますが、当社グループは、持続的に成長・発展していくために「目指す会社像」として、『「自ずと人が集まる、自ずと技術が集まる、自ずと社会からの注目が集まる」より魅力的な会社』を掲げ、新たな中期経営計画『Sustainable Growth 2026 ～人、心、そして未来へ～』を策定しました。長期的視点に立ち、2026年度の成長Vision『連結7,000億円規模の経営』を目指し、6年間の活動を開始しております。成長に向けた積極的な投資を通じ、人財を中心とした事業基盤の整備・強化を進めつつ、SDGs・ESGの観点も踏まえた「事業戦略」及び「環境戦略」「人財・働き方戦略」「コーポレート戦略」を展開してまいります。これらの取り組みが、当社グループの企業価値向上、持続的成長・発展につながり、ひいては社会貢献に資するものと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも深いご理解をいただき、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

Sustainable Growth 2026

～人、心、そして未来へ～

“人財を中心とした事業基盤の整備・強化”を
積極的に進め、持続的な成長・発展を目指す

『環境に優しい、持続可能な、より良い社会』の実現

Keyword : Sustainable, Environment・Social・Governance

Sustainable : 当社の持続的成長・発展

社業：社会のインフラを支える

- ・安全・高品質で、環境に配慮した優れた設備とサービスをお客様に提供
- ・電力安定供給体制の維持・強化
- ・自然災害復旧・有事におけるインフラ維持（BCP対応）

2026年度成長Vision
『連結7,000億円
規模の経営』



(3) 資金調達の状況

当期において、当社グループでは社債及び新株式発行による資金調達はありませんでした。

(4) 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資の総額は44億円余であり、その主なものは、建物の新築・改修並びに土地、工事用車両及び機械・工具の購入等であります。

(5) 重要な事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 重要な他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 重要な他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 重要な吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

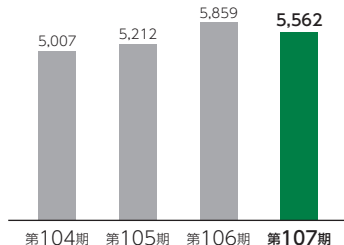
(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

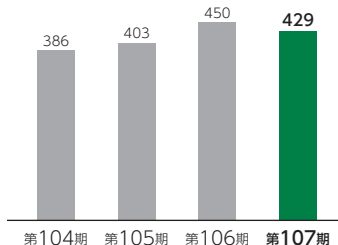
期 別 項 目	第104期 (2017年度)	第105期 (2018年度)	第106期 (2019年度)	第107期(当期) (2020年度)
完 成 工 事 高	500,700	521,283	585,905	556,273
営 業 利 益	38,618	40,354	45,026	42,948
経 常 利 益	40,383	42,491	46,727	44,794
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (1株当たり 当期純利益)	29,478 (135.87円)	28,844 (132.95円)	32,500 (150.19円)	32,356 (156.46円)
総 資 産	600,925	634,064	654,279	683,022
純 資 産	433,227	450,265	464,235	493,209

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第105期より適用しており、第104期の金額は組替え後の金額で表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。

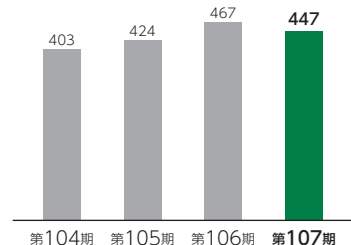
完成工事高 (億円)



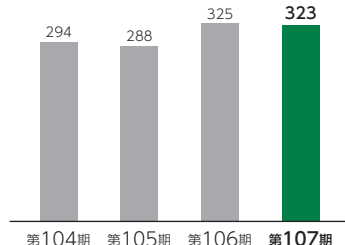
営業利益 (億円)



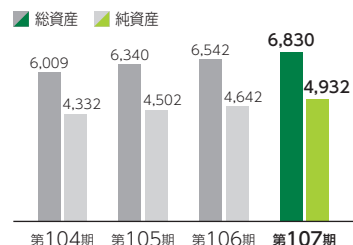
経常利益 (億円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)



総資産 / 純資産 (億円)

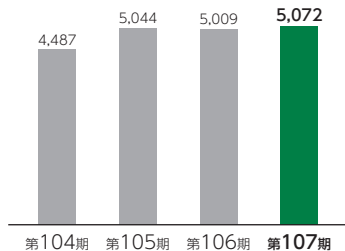


② 当社の財産及び損益の状況の推移

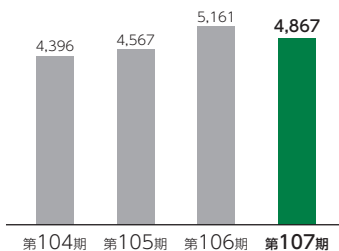
期 別 項 目	第104期 (2017年度)	第105期 (2018年度)	第106期 (2019年度)	第107期(当期) (2020年度)
受 注 工 事 高	448,740 ^{百万円}	504,409 ^{百万円}	500,924 ^{百万円}	507,222 ^{百万円}
完 成 工 事 高	439,641	456,762	516,196	486,705
営 業 利 益	32,525	33,520	37,701	37,496
経 常 利 益	34,813	37,926	42,095	41,541
当 期 純 利 益 (1株当たり) (当期純利益)	26,206 (120.79円)	26,250 (121.00円)	30,576 (141.30円)	31,065 (150.22円)
総 資 産	549,593	579,499	592,198	620,793
純 資 産	406,924	422,856	428,929	455,023

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第105期より適用しており、第104期の金額は組替え後の金額で表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。

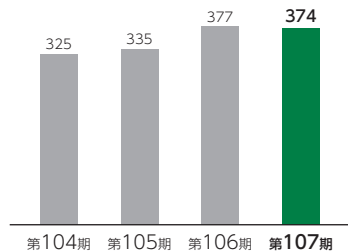
受注工事高 (億円)



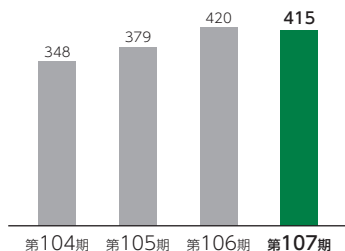
完成工事高 (億円)



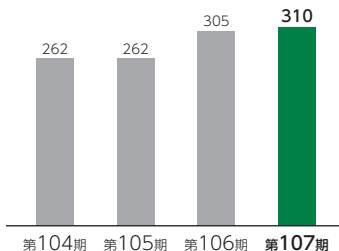
営業利益 (億円)



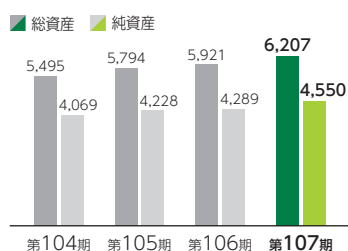
経常利益 (億円)



当期純利益 (億円)



総資産 / 純資産 (億円)



(10) 重要な子会社及び重要な企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
近 電 商 事 株 式 会 社	450百万円	100%	車両等のリース・販売、各種損害保険代理業、不動産の維持管理・賃貸
株式会社西原衛生工業所	1,367百万円	100%	給排水衛生工事その他これらに関連する事業
きんでん東京サービス株式会社	302百万円	100%	一般電気工事等の保守管理・施工
きんでん関西サービス株式会社	200百万円	100%	一般電気工事等の保守管理・施工
きんでんサービス株式会社	30百万円	100%	配電工事等の周辺業務の請負
株式会社きんでんスピネット	50百万円	100%	情報通信システム機器の販売・エンジニアリング
ユー・エス・キンデン・コーポレーション	2,000千USドル	100%	子会社の運営管理
ピー・ティー・キンデン・インドネシア	8,491百万インドネシアルピア	95%	一般電気工事・空調管工事の設計・施工
キンデン・ベトナム・カンパニー・リミテッド	16,050百万ベトナム・ドン	100%	一般電気工事・空調管工事の設計・施工
キンデン（タイランド）・カンパニー・リミテッド	21,100千タイ・バーツ	46.4%	一般電気工事・空調管工事の設計・施工
インターナショナル・エレクトロ・メカニカル・サービス	1,000千UAEディルハム	49%	空調管工事・一般電気工事の設計・施工

- (注) 1. 上に掲げた重要な子会社11社を含む連結子会社は20社、持分法適用関連会社は1社であります。
2. ユー・エス・キンデン・コーポレーションは、米国ハワイ州で一般電気工事を営むワサ・エレクトロニカル・サービス・インクの完全親会社であります。
3. 議決権比率には、間接保有分を含んでおります。なお、インターナショナル・エレクトロ・メカニカル・サービスについては、契約によりすべての議決権を支配しております。
4. 当事業年度末日において特定完全子会社に該当する子会社はありません。

② 重要な企業結合の状況

会 社 名 (住 所)	資 本 金	主 要 な 事 業 内 容	主 な 取 引 の 内 容
関 西 電 力 株 式 会 社 (大阪市北区)	489,320百万円	電 気 事 業	電気工事等の請負
関西電力送配電株式会社 (大阪市北区)	40,000百万円	一 般 送 配 電 事 業	電気工事等の請負

- (注) 関西電力送配電株式会社は、関西電力株式会社の完全子会社であります。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者（（特－3）第114号）として国土交通大臣許可を受け、電気工事（配電工事、ビル・工場等の一般電気工事、送電線工事、発電電所工事等）、情報通信工事（電気通信工事、計装工事等）、環境関連工事（空調管工事等）、内装設備工事及び土木工事並びにその他これらに関連する事業をおこなっています。

(12) 主要な事業所

① 当 社

ア．本 店 大阪市北区本庄東2丁目3番41号
イ．東 京 本 社 東京都千代田区九段南2丁目1番21号
ウ．支店、支社

区 分	支 店 、 支 社
大 阪 府	中央支店（11）、大阪支社、電力支社（2）
近 畿 地 方 （大阪府を除く）	京都支店（7）、神戸支店（6）、姫路支店（6）、奈良支店（4） 和歌山支店（6）、滋賀支店（5）
北 海 道 地 方	北海道支社（4）
東 北 地 方	東北支社（5）
関 東 地 方	国際支店、東京支社（1）、横浜支社（1）、東関東支社（4） 北関東支社（4）
中 部 地 方	中部支社（13）
中 国 地 方	中国支社（7）
四 国 地 方	四国支社（4）
九 州 地 方 （沖縄県を含む）	九州支社（7）

（注）1．東北支社は宮城県に、国際支店は東京都に、東関東支社は千葉県に、北関東支社は埼玉県に、中部支社は愛知県に、中国支社は広島県に、四国支社は香川県に、九州支社は福岡県に所在しています。

2．（ ）内は支店、支社管下の事業所数を記載しています。

エ．海外事務所 シンガポール事務所、グアム事務所、ヤンゴン事務所、サイパン事務所、
ドバイ事務所
オ．研 究 所 京都研究所（京都府木津川市）
カ．研 修 施 設 きんでん学園（兵庫県西宮市）
人材開発センター（千葉県印西市）

② 重要な子会社

ア. 国 内

近電商事株式会社（大阪市中央区）
株式会社西原衛生工業所（東京都港区）
きんでん東京サービス株式会社（東京都品川区）
きんでん関西サービス株式会社（大阪市東成区）
きんでんサービス株式会社（大阪市浪速区）
株式会社きんでんスピネット（大阪市北区）

イ. 海 外

ユー・エス・キンデン・コーポレーション（米国ハワイ州）
ピー・ティー・キンデン・インドネシア（インドネシア）
キンデン・ベトナム・カンパニー・リミテッド（ベトナム）
キンデン（タイランド）・カンパニー・リミテッド（タイ）
インターナショナル・エレクトロ・メカニカル・サービス（アラブ首長国連邦ドバイ酋長国）

(13) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従 業 員 数	前期末比増減
12,935名	49名減

（注）従業員数は、就業人員を記載しています。

② 当社の状況

従業員数（前期末比増減）	平 均 年 齢	平均勤続年数
7,801名（156名増）	41.6歳	20.0年

（注）従業員数は、就業人員を記載しています。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社 み ず ほ 銀 行	3,650 百万円
株式会社 三 菱 U F J 銀 行	3,200
株式会社 三 井 住 友 銀 行	3,100
株式会社 り そ な 銀 行	1,500

（注）上記残高には、運転資金の安定的かつ効率的な調達をおこなうため、コミットメントライン契約に基づく借入額が含まれております。

（融資限度額 50,000百万円、借入未実行残高 39,500百万円）

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 600,000,000株

(2) 発行済株式の総数 205,141,080株（自己株式194,412株を含む）

（注）2021年2月26日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数が前期末と比べて13,000,000株減少しております。

(3) 株 主 数 8,413名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
関 西 電 力 株 式 会 社	58,905 ^{千株}	28.74 [%]
関 電 不 動 産 開 発 株 式 会 社	14,507	7.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,855	5.30
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	9,327	4.55
き ん で ん 従 業 員 持 株 会	8,290	4.05
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	6,904	3.37
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	5,152	2.51
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) S U B A / C N O N T R E A T Y	3,059	1.49
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	2,898	1.41
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 7 2	2,512	1.23

（注）1. 関電不動産開発株式会社は、関西電力株式会社の完全子会社であります。

2. 持株比率は自己株式数を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2020年1月30日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び総数 当社普通株式 12,000,000株

株式の取得価額の総額 19,800,180,399円

取得期間 2020年2月3日～2020年12月2日

② 自己株式の消却

2020年1月30日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び総数 当社普通株式 13,000,000株

消却日 2021年2月26日

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役 会長	生 駒 昌 夫	
※取締役 副会長	前 田 幸 一	
※取締役 社長	上 坂 隆 勇	
※取締役 副社長	湯 川 英 彦	東京本社代表
取締役 専務執行役員	網 崎 雅 也	情報通信本部・安全衛生環境室担当、中央総括安全衛生管理者
取締役 専務執行役員	林 弘 之	東京営業本部長、営業総括
取締役 常務執行役員	田 中 日 出 男	技術本部長、京都研究所担当
取締役 常務執行役員	西 村 博	電力本部長
取締役 常務執行役員	佐 藤 守 良	大阪営業本部長、経営企画部担当
取 締 役	吉 田 治 典	
取 締 役	鳥 山 半 六	弁護士法人色川法律事務所社員東京事務所代表
取 締 役	高 松 啓 二	株式会社近鉄百貨店代表取締役会長
取 締 役	森 川 桂 造	コスモエネルギーホールディングス株式会社相談役
常 任 監 査 役	水 本 昌 孝	常勤
監 査 役	坂 田 亘 弘	常勤
監 査 役	吉 岡 雅 美	吉岡雅美税理士事務所税理士
監 査 役	鎌 倉 利 光	檜垣・鎌倉・寺廣法律事務所パートナー弁護士、トーカロ株式会社社外取締役
監 査 役	長 勇	株式会社椿本チエイン代表取締役 取締役会長兼最高経営責任者（CEO）

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. 取締役吉田治典、鳥山半六、高松啓二及び森川桂造の4氏は社外取締役であり、当社は4氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

3. 監査役吉岡雅美、鎌倉利光及び長勇の3氏は社外監査役であり、当社は3氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
4. 常任監査役水本昌孝氏は当社経理部長の経験を有し、また、監査役吉岡雅美氏は税理士の資格を有するなど、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 高松啓二及び森川桂造の両氏は、2020年6月24日開催の第106回定時株主総会において取締役に応選され就任いたしました。
6. 長勇氏は、2020年6月24日開催の第106回定時株主総会において監査役に選任され就任いたしました。
7. 上坂隆勇及び湯川英彦の両氏は、2020年6月24日に代表取締役に就任いたしました。
8. 2020年6月24日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、森本正岳及び谷垣宜弘の両氏は、取締役を任期満了により退任いたしました。
9. 2020年6月24日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、八嶋康博氏は、監査役を任期満了により退任いたしました。
10. 取締役鳥山半六氏は、2020年6月19日付で株式会社ミライト・テクノロジーズの社外監査役を退任しております。
11. 当社は執行役員制度を導入しており、2021年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
専 務 執 行 役 員	山 本 哲 也	環境設備本部長
専 務 執 行 役 員	小 林 孝	秘書部・総務法務部担当、業務総括
専 務 執 行 役 員	錦 織 和 昭	経理部・I R・広報部担当、経理部長
常 務 執 行 役 員	堀 切 正 則	技術企画室長
常 務 執 行 役 員	島 田 守	東京営業本部副本部長
常 務 執 行 役 員	城 山 聡	人事部・人材開発部担当
常 務 執 行 役 員	三 浦 道 夫	情報システム部担当
常 務 執 行 役 員	井 上 保 之	国際支店長
常 務 執 行 役 員	伊 藤 敏 彦	京都支店長
常 務 執 行 役 員	一 瓢 豊	神戸支店長
常 務 執 行 役 員	辻 嘉 明	奈良支店長
常 務 執 行 役 員	吉 増 憲 二	大阪支社長
常 務 執 行 役 員	榎 本 謙 司	東京支社長、首都圏事業部長
常 務 執 行 役 員	山 下 泰 弘	中国支社長
常 務 執 行 役 員	吉 田 靖	九州支社長

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	浅 田 正 彦	情報通信本部長
執 行 役 員	小笠原 孝	技術本部副本部長、京都研究所長
執 行 役 員	長 村 幸 治	東京本社秘書・人事・総務法務関係業務担当
執 行 役 員	湯 川 一	購買部長
執 行 役 員	井 上 浩 司	情報通信本部情報通信工事センター長
執 行 役 員	垣 内 康 男	中央支店長
執 行 役 員	田 邊 浩 平	姫路支店長
執 行 役 員	吉 川 正 永	和歌山支店長
執 行 役 員	岡 井 克 之	滋賀支店長
執 行 役 員	新 井 隆	横浜支社長
執 行 役 員	末 次 好 英	東関東支社長
執 行 役 員	大 道 宏 満	北関東支社長
執 行 役 員	鷲 田 勇 二	中部支社長
執 行 役 員	佐 藤 友 昭	北海道支社長
執 行 役 員	及 川 正 記	東北支社長
執 行 役 員	伊 崎 幸 治	四国支社長
執 行 役 員	西 川 定 延	電力支社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は、1992年6月26日開催の第78回定時株主総会において、年額7億8千万円以内と決議しております（使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は27名です。

当社の監査役の報酬額は、2005年6月28日開催の第91回定時株主総会において、年額1億2千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）について、2021年1月29日開催の指名・報酬等諮問委員会に諮問したうえで、同日開催の取締役会で決議しており、その内容は次のとおりです。

取締役の報酬等は、固定報酬である月額報酬と業績連動報酬である賞与からなります。

個人別の月額報酬の額は、常勤・非常勤ごとの報酬額に対して各取締役の役位及び貢献度等を勘案して決定します。

個人別の賞与の額は、当該年度の営業利益及び完成工事高等の数値を業績指標とし、各取締役の基準賞与額に対して当該業績指標及び貢献度等を勘案して決定します。なお、社外取締役に対しては賞与の支給はおこないません。

当社は、月額報酬と賞与の割合を一定水準に固定することはおこないません。上記に述べた方針に基づき月額報酬と賞与の額を決定することに伴い、当社の業績が向上した場合には業績連動報酬の割合が高くなることにより、取締役の業績向上へのインセンティブを高めることを期待しています。

月額報酬については毎月支給することとし、その具体的支給時期については、取締役会決議により決定の委任を受けた代表取締役社長が決定します。賞与の支給時期については、取締役会決議により決定の委任を受けた代表取締役社長が決定します。

個人別の月額報酬の内容については、取締役会決議により代表取締役社長に対して具体的報酬額の決定を委任し、その委任を受けた代表取締役社長が決定します。個人別の賞与の内容については、株主総会において決議された賞与総額につき、株主総会決議により個人別の具体的配分を取締役会が一任を受けます。一任された取締役会は代表取締役社長に対して当該具体的配分を委任し、その委任を受けた代表取締役社長が決定します。

月額報酬及び賞与のいずれについても、個人別の報酬等の内容の決定に際しては、指名・報酬等諮問委員会に対して諮問することとしています。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。月額報酬においては、個人別の具体的報酬額の決定について、2020年4月度から2020年6月度までは前田幸一氏（現代表取締役副会長）に、社長交代に伴い2020年7月度から2021年3月度までは上坂隆勇氏に委任しております。また、当事業年度の個人別の賞与については、2021年6月24日開催予定の第107回定時株主総会において「取締役賞与支給の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、個人別の具体的配分の決定について上坂隆勇氏に委任する予定です。これらの権限を委任する理由は、代表取締役社長が当社業務全般を掌握しており、各取締役の担当業務等に関する評価をおこなうことに最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の報酬等の内容について、当社のすべての社外取締役が委員に含まれる指名・報酬等諮問委員会に諮問しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では2021年1月29日に取締役会で決定方針が決議される以前より、当該決定方針と同内容の方針に基づいて取締役の個人別の報酬等の内容を決定しており、当事業年度の個人別の月額報酬についても、当該方針に基づき算定をおこない、指名・報酬等諮問委員会の諮問を経たうえで、決定いたしております。また、当事業年度の賞与については、決定方針に沿って賞与支給総額を算定し、指名・報酬等諮問委員会の諮問も経たうえて、2021年6月24日開催予定の第107回定時株主総会において「取締役賞与支給の件」が原案どおり承認可決された場合には、個人別の賞与額の具体的配分についても、決定方針及び指名・報酬等諮問委員会の諮問内容に沿って決定されることとなります。上記の点から、取締役会としては、当事業年度を取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 監査役の報酬等の額の算定方法に係る決定方針に関する事項

当社は、監査役の報酬等の額の算定方法に係る決定方針を定めています。監査役の報酬は月額からなり、常勤・非常勤ごとの報酬額に対して、役位を勘案して、監査役の協議により決定します。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	対象となる役 員 の 員 数 (名)	報 酬 等 の 総 額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額（百万円）	
			固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等
取締役	15	540	459	81
監査役	6	81	81	—
合 計 (うち社外役員)	21 (8)	621 (35)	540 (35)	81 (—)

- (注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等については、事業年度ごとの会社業績に対する意識を高め、もって会社業績向上に対するインセンティブとするため、当該年度の営業利益及び完成工事高等の数値を業績指標とし、決定方針に基づいて算定しております。なお、当該数値は1.(9)②「当社の財産及び損益の状況の推移」(21頁)に記載のとおりです。
2. 業績連動報酬等は、2021年6月24日開催予定の第107回定時株主総会に上程する「取締役賞与支給の件」に基づく取締役賞与の額です。
3. 上記には、2020年6月24日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名（うち社外監査役1名）の報酬が含まれています。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 吉 田 治 典

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

吉田治典氏は、当期開催の取締役会7回のすべてに出席し、建築学の専門家としての幅広い知識・見識に裏打ちされた社外取締役としての独立性を持った見地から、積極的な発言をおこない、取締役会の意思決定の適正性の確保に貢献しております。また、同氏は、当事業年度において開催された指名・報酬等諮問委員会での当社役員の指名・報酬の審議への参加等により、独立性を持った客観的立場から経営陣の監督に努めております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 取締役 鳥 山 半 六

ア. 重要な兼職先と当社との関係

弁護士法人色川法律事務所と当社との間には特別な取引関係はありません。

イ. 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

鳥山半六氏は、当期開催の取締役会7回のすべてに出席し、企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験や幅広い知識・見識と、社外取締役としての独立性を持った立場から、積極的な発言をおこない、取締役会の意思決定の適正性の確保に貢献しております。また、同氏は、当事業年度において開催された指名・報酬等諮問委員会での当社役員の指名・報酬の審議への参加等により、独立性を持った客観的立場から経営陣の監督に努めております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③ 取締役 高 松 啓 二

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社近鉄百貨店と当社との間には取引がありますが、その年間取引額は当社の売上高の1%未満であります。

イ. 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

高松啓二氏は、2020年6月24日に取締役就任以来開催の取締役会5回のすべてに出席し、その経営者としての豊富な業務経験並びに経営全般に関する優れた知識・見識に基づく見地と、社外取締役としての独立性を持った立場から、積極的な発言をおこない、取締役会の意思決定の適正性の確保に貢献しております。また、同氏は、当事業年度において開催された指名・報酬等諮問委員会での当社役員の指名・報酬の審議への参加等により、独立性を持った客観的立場から経営陣の監督に努めております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④ 取締役 森 川 桂 造

ア. 重要な兼職先と当社との関係

コスモエネルギーホールディングス株式会社と当社との間には特別な取引関係はありません。

イ. 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

森川桂造氏は、2020年6月24日に取締役就任以来開催の取締役会5回のすべてに出席し、その経営者としての豊富な業務経験並びに経営全般に関する優れた知識・見識に基づく見地と、社外取締役としての独立性を持った立場から、積極的な発言をおこない、取締役会の意思決定の適正性の確保に貢献しております。また、同氏は、当事業年度において開催された指名・報酬等諮問委員会での当社役員の指名・報酬の審議への参加等により、独立性を持った客観的立場から経営陣の監督に努めております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑤ 監査役 吉 岡 雅 美

ア. 重要な兼職先と当社との関係

吉岡雅美税理士事務所と当社との間には特別な取引関係はありません。

イ. 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

吉岡雅美氏は、当期開催の取締役会7回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、税務行政機関での豊富な経験を活かして、税理士としての財務・会計及び税務の専門的な見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなうとともに、常勤の監査役と密接な情報交換をおこない、社外監査役として適切な監査に努めています。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑥ 監査役 鎌 倉 利 光

ア. 重要な兼職先と当社との関係

檜垣・鎌倉・寺廣法律事務所と当社との間には特別な取引関係はありません。また、トーカロ株式会社と当社との間には特別な取引関係はありません。

イ. 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

鎌倉利光氏は、当期開催の取締役会7回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験を活かして、客観的かつ専門的な見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなうとともに、常勤の監査役と密接な情報交換をおこない、社外監査役として適切な監査に努めています。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑦ 監査役 長 勇

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社樺本チエインと当社との間には取引がありますが、その年間取引額は当社の売上高の1%未満であります。

イ. 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

長勇氏は、2020年6月24日に監査役就任以来開催の取締役会5回のすべてに、また、監査役会6回のすべてに出席し、経営全般を統括された豊富な経験を活かして、客観的な見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなうとともに、常勤の監査役と密接な情報交換をおこない、社外監査役として適切な監査に努めています。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき報酬等の額	49 百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは以下のとおりです。
- 株式会社西原衛生工業所
ユー・エス・キンデン・コーポレーション
ピー・ティー・キンデン・インドネシア
キンデン・ベトナム・カンパニー・リミテッド
キンデン（タイランド）・カンパニー・リミテッド
インターナショナル・エレクトロ・メカニカル・サービス
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は会計監査人を解任します。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を監査役会が決定します。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制に関する基本方針

① 基本的考え

当社並びに子会社の取締役及び従業員（執行役員を含む。以下同じ。）一人ひとりが、文化生活に不可欠な電気をはじめとするエネルギーや情報通信に携わる者としての高い職務倫理を有し、社会的良識を持って行動しなければならないということを徹底していく。

これを実現するため、風通しの良い職場環境を作り、円滑なコミュニケーションを通じて、業務の適正を確保するとともに、見直しを繰り返すことにより、その改善・強化を図るものとする。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コーポレート・ガバナンス

業務執行の的確化・適正化・迅速化と事業環境の変動に、柔軟に対応するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な経営課題であると認識し、「事業内容の透明性の向上」と「法令遵守（コンプライアンス）の強化徹底」を重点施策に掲げて、コーポレート・ガバナンスの強化に努める。

イ. コンプライアンス

(ア) 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下でその職務を遂行するため、取締役会は「きんでんグループ行動指針」を制定する。併せて、コンプライアンス委員会を設置してその実効を確保するとともに、社長は繰り返しその精神を取締役及び従業員に伝えることにより、法令遵守があらゆる事業活動の前提であることを徹底する。

(イ) 各々の担当分野の業務においてコンプライアンスに係る規程・ガイドラインの制定、委員会の設置、取締役・従業員教育等をおこない、コンプライアンスに関する体制を確保する。

(ウ) 内部通報制度

従業員は、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為がおこなわれていることを知ったときは、「きんでんグループ行動指針」に基づき、所定の窓口に通報する。

通報した従業員の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制を確保する。

ウ. 財務報告の適正性確保のための体制

経理規程その他社内規程を遵守して職務を遂行するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保する。

エ. 内部監査

社長直轄の業務監理室を設置し、業務監理室の監査を中心とした内部監査システムを確保する。業務監理室は、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守の状況、職務の執行の手續及び内容の妥当性等について、内部監査を実施し、社長及び監査役に対して、その結果を報告する。また、業務監理室は、内部監査によって判明した指摘事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、常勤取締役会議事録、経営会議議事録等の重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、関連資料とともに、重要文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、保存（保管）責任者を定め、適切に保存し、管理する。

イ. 取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理）

ア. リスクの発生予防、発生時の損失の回避・低減を図るため定めたリスク管理規程の定めるところにより、リスク管理の効果をあげるものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応のためにリスク総括箇所を定めるとともに、各々の担当分野の業務に付随するリスク管理は各担当部署がおこなうこととする。

イ. リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理委員会を置くとともに、各々の担当分野の業務において、規程・ガイドラインの制定、委員会の設置、取締役・従業員教育等をおこなうものとする。

ウ. 次の経営管理システムを用いて、事業活動に伴うリスクを継続的に監視し、リスクの回避・低減を図る。

（ア） 全社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、主要な取締役で経営会議を組織し、審議する。

（イ） 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

ア. 決裁権限規程、業務分掌に係る規程等、各種社内規程を定め、職務権限及び意思決定ルール並びに責任の明確化により、適正かつ効率的に職務の執行がおこなわれる体制を確保する。

イ. 次に記載の経営管理システムを用いて、取締役及び従業員の職務遂行の効率性を確保する。

（ア） 経営会議及び常勤取締役会を設置し、全般的経営方針、経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議する。さらに、社長、経営会議又は常勤取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的におこなうために、各種社内委員会・審査会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議・検討・審査をおこない、社長、経営会議及び常勤取締役会の意思決定に資する。

- (イ) 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、全社及び各子会社の目標値を設定し、それに基づく業績管理をおこなう。
 - (ウ) 四半期ごとに目標の達成度を把握・評価し、結果をフィードバックすることにより、業務の実効性を確保する。必要に応じて、目標未達の要因を分析し、その要因の除去・低減のための改善策を実施するものとし、業務運営の状況を把握し、改善を図るために、内部監査を実施する。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社に対する対応
- (ア) 前記②～⑤に定める体制の整備等については、子会社を含むものとし、子会社ごとに主管部署を定め、子会社の経営を管理・指導する。
 - (イ) 子会社の業務運営に係る規定を設け、一定の事項について、子会社で決定・実行する前に当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。
 - (ウ) 子会社には、取締役及び監査役を派遣し、業務の適正を確保する。また、当社の監査役は、グループ監査役会を開催する。
- イ. 関西電力株式会社に対する対応
- (ア) 関西電力株式会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。
 - (イ) 当社は、関西電力株式会社の関連会社として独自の意思決定によって事業運営をおこなう一方、関西電力株式会社が制定する経営理念等のグループ会社に関する規定に沿って、グループ会社の一員としての自覚と責任を持って、事業活動を展開していく。
- ⑦ 監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (ア) 監査役の職務を補助する専任の組織として監査役室を設け、監査役を補助する知識、能力を有する従業員（以下、「監査役スタッフ」という。）を2名以上選任する。
 - (イ) 監査役スタッフは、事務局として定期的にグループ監査役会を運営し、グループ内での情報共有を図る。
- イ. 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項
- (ア) 監査役会は、監査役スタッフの人事（人事異動、人事評価、懲罰を含む。）の決定にあたっては、事前に人事担当役員から報告を受け、必要な場合は人事担当役員に対して変更を申し入れることができる。
 - (イ) 監査役スタッフは、当社並びに子会社において業務の執行に係る役職は兼務せず、取締役の指揮命令に服さないものとする。

ウ. 監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 監査役スタッフは、監査役の指示に従いその職務をおこなう。

(イ) 監査役スタッフは、必要な情報収集のために監査役の指示を受けて、執行側各部署が開催する会議に出席したり、業務執行に関する調査をおこなうことができる。

エ. 監査役への報告に関する体制

(ア) 取締役及び使用人が監査役に報告する体制

a 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、常勤取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

b 取締役等の報告義務

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。

(a) 全社的に影響を及ぼす重要事項に関して取締役が決定した内容

(b) 業務監理室等がおこなう内部監査の内容及び結果

(c) 内部通報制度による通報の状況

(d) 行政処分の内容

(e) その他著しい損失等会社経営に重大な影響を与える事象が発生したとき、又は発生することが予想されるとき

(f) 前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(イ) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

a 子会社を主管する部署は、監査役に対して、前記⑥アに基づき報告を受けた子会社の経営等に関する重要決定事項や子会社に対する業務調査の実施結果を遅滞なく報告する。

b 子会社の監査役は、グループ監査役会に出席して子会社の監査の状況を監査役に報告する。

オ. 前記エの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ア) きんでんグループ行動指針に基づき、違反行為に関する報告・相談をおこなった従業員や事実調査に協力した従業員に対して、そのことを理由として、不利な取扱いをおこなわず、各職場においてそのような取扱いが生じないように最善の注意を払う。

(イ) 内部通報規程に基づき、通報したことを理由に通報者に対する不利な取扱いの禁止を徹底する。

	力. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 (ア) 通常の監査費用については、監査計画に基づいて予算化する。 (イ) 計画外の監査の発生に備えて一定額を特別費用として予算に組み込む。特別費用で不足が生じることが予想される場合は、監査役は予算執行部門に事前連絡の上、必要費用の負担を会社に求めることができる。 キ. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制等 (ア) 代表取締役と監査役との定期会合 代表取締役と監査役との間で、定期的に会合を持ち、情報交換や業務執行状況を報告・検討する機会を設ける。 (イ) 業務監理室と監査役との連携等 業務監理室は、内部監査の方針・計画について監査役と事前協議をおこなうとともに、定期的に会合を持ち、その監査結果及び指摘事項等について意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。また、監査役及び業務監理室は、会計監査人とも連携を図るものとする。 (ウ) 会計監査人の職務の遂行を確保するための体制の構築 監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に実施される体制が確保されていることを確認し、必要なときは、取締役に対して、会計監査人の職務の遂行を確保するための体制の構築に関して申し入れることができる。 (エ) 外部専門家の起用 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士・コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。 (2) 業務の適正を確保する体制に関する基本方針の運用状況の概要 ① 基本的考えについて 当社グループ内のコンプライアンス意識の高揚・徹底を図るため、「きんでんグループ行動指針」を制定し、取締役及び従業員全員に周知をおこなっております。 ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について コンプライアンス委員会（経営会議構成員・監査役代表者・コンプライアンス担当役員で構成）を年2回開催し、法令及び定款の遵守状況について確認しております。 また、財務報告に関わる内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づき適正に実施しております。 さらに、コンプライアンス上疑義のある行為について通報を受け付ける窓口を設置し、通報者の保護を明確にした内部通報制度を適切に運用しております。	招集ご通知 株主総会参考書類 事業報告 連結計算書類 計算書類 監査報告
--	---	--

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

株主総会議事録等の法定文書のほか、取締役の職務執行に係る情報が記載された文書は、社内規程に基づき保存（保管）責任者を定めて適切に管理しております。取締役及び監査役は必要に応じこれらの文書を閲覧しております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理）について

リスク管理機能の強化を目的としたリスク管理委員会（担当役員と本店・東京本社の主要な部の長で構成）を年2回開催し、全社リスクの評価検討等をおこなっております。また、社長直轄の業務監理室が子会社も含めた全部署を対象に業務運営の状況について、監査を実施しております。

事業継続計画（BCP）の一環として、全事業所で防災訓練を実施しており、物的・人的被害の最小化対策や初動及び業務継続対策に取り組んでおります。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制について

会社法の定めにより取締役会の決議が必要とされる重要事項以外の会社経営全般にわたる方針、計画の樹立及び経営活動の具体的な推進は、経営会議（月2回開催、会長・副会長・社長・副社長等で構成）及び常勤取締役会（月2回開催、常勤の取締役及び監査役で構成）に権限を委譲することにより、効率的な会社運営に努めております。

加えて、特定の業務の責任者が業務執行に専念できる体制として執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化、業務執行の監督機能の強化を図っております。

また、指名・報酬等諮問委員会（適宜開催、社外取締役及び会長、副会長、社長、秘書部担当役員、人事部担当役員で構成）を設置し、取締役・監査役の指名及び取締役の報酬に係る事項等について諮問しております。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制について

子会社に対する管理は社内規程により、一定の事項について当社に対する事前承認又は報告を義務付けております。加えて、当社から子会社に取締役及び監査役を派遣し業務の適正を確保するとともに、グループ監査役会において子会社の監査状況を確認しております。

また、当社は関西電力株式会社と連携体制を構築するとともに、関西電力グループの経営理念や行動規範に沿って事業活動を展開しております。

⑦ 監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制について

監査役は重要な会議に出席するとともに、監査役が指定した事項について報告を受けております。また、監査役は定期的に代表取締役や社外取締役と会合を持つほか、業務監理室及び会計監査人とも適宜情報交換をおこない、実効的な監査に努めております。

監査役スタッフは、取締役の指揮命令に服さず監査役の指示に従いその職務をおこなっております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値の向上を図っていくことが最重要課題であると考えています。また、当社取締役会の同意を得ることなくおこなわれる当社株式の大量買付け行為につきましては、その受入れの当否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものであると認識していますが、明らかに株主共同の利益を害するような会社買収に対しては対抗していく所存であります。

- (注) 1. 本事業報告中、億円及び百万円単位の金額並びに千株単位の株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示未満の端数を四捨五入しています。
2. 本事業報告に掲げている金額には、消費税等は含んでいません。
3. 本事業報告における数値は、特に記載のない場合、当期末現在のものであります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
資 産 の 部	683,022	負 債 の 部	189,813
流動資産	434,229	流動負債	162,225
現金預金	42,422	支払手形・工事未払金等	73,889
受取手形・完成工事未収入金等	208,982	短期借入金	16,589
有価証券	136,409	未払法人税等	11,638
未成工事支出金	18,012	未成工事受入金	16,694
材料貯蔵品	2,440	工事損失引当金	1,483
預け金	20,000	完成工事補償引当金	567
その他	6,949	役員賞与引当金	207
貸倒引当金	△987	その他	41,155
固定資産	248,793	固定負債	27,588
有形固定資産	98,662	長期借入金	59
建物・構築物	28,612	繰延税金負債	6,887
機械・運搬具	10,219	役員退職慰労引当金	224
工具器具・備品	1,540	退職給付に係る負債	20,167
土地	58,109	その他	249
建設仮勘定	180		
無形固定資産	4,915	純資産の部	493,209
投資その他の資産	145,215	株主資本	449,037
投資有価証券	133,796	資本金	26,411
退職給付に係る資産	5,711	資本剰余金	29,147
繰延税金資産	992	利益剰余金	393,785
その他	5,582	自己株式	△307
貸倒引当金	△866	その他の包括利益累計額	43,018
		その他有価証券評価差額金	42,914
		為替換算調整勘定	△1,351
		退職給付に係る調整累計額	1,456
		非支配株主持分	1,152
資産合計	683,022	負債純資産合計	683,022

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

完 成 工 事 高		556,273
完 成 工 事 原 価		457,042
完 成 工 事 総 利 益		<u>99,231</u>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		56,283
営 業 利 益		<u>42,948</u>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,050	
そ の 他	<u>803</u>	2,853
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	184	
自 己 株 式 取 得 費 用	180	
支 払 補 償 費	155	
撤 去 費 用	126	
そ の 他	<u>360</u>	1,006
経 常 利 益		<u>44,794</u>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,738	
そ の 他	<u>110</u>	2,848
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	67	
関 係 会 社 整 理 損	122	
そ の 他	<u>25</u>	216
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		<u>47,427</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,645	
法 人 税 等 調 整 額	<u>510</u>	15,156
当 期 純 利 益		<u>32,270</u>
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		<u>△85</u>
親会社株主に帰属する当期純利益		<u><u>32,356</u></u>

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
資 産 の 部	620,793	負 債 の 部	165,770
流動資産	377,763	流動負債	142,235
現金預金	16,497	支払手形	1,470
受取手形	1,882	工事未払金	62,859
電子記録債権	23,715	短期借入金	14,760
完成工事未収入金	158,411	未払金	10,700
有価証券	136,409	未払費用	15,821
未成工事支出金	15,946	未払法人税等	11,136
材料貯蔵品	1,505	未成工事受入金	13,200
預け金	20,000	工事損失引当金	1,483
その他	4,055	完成工事補償引当金	256
貸倒引当金	△661	役員賞与引当金	81
固定資産	243,030	その他	10,466
有形固定資産	86,054	固定負債	23,534
建物・構築物	24,466	繰延税金負債	5,890
機械・運搬具	4,335	退職給付引当金	16,504
工具器具・備品	1,207	その他	1,140
土地	55,900		
建設仮勘定	144		
無形固定資産	2,620	純資産の部	455,023
借地権	116	株主資本	413,182
電話加入権	136	資本金	26,411
ソフトウェア	2,367	資本剰余金	29,657
投資その他の資産	154,355	資本準備金	29,657
投資有価証券	126,791	利益剰余金	357,421
関係会社株式	9,366	利益準備金	6,602
関係会社出資金	3,267	その他利益剰余金	350,818
長期貸付金	10,645	固定資産圧縮積立金	326
長期前払費用	90	別途積立金	313,400
前払年金費用	1,627	繰越利益剰余金	37,092
その他	3,364	自己株式	△307
貸倒引当金	△798	評価・換算差額等	41,840
		その他有価証券評価差額金	41,840
資産合計	620,793	負債純資産合計	620,793

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

完 成 工 事 高		486,705
完 成 工 事 原 価		402,144
完 成 工 事 総 利 益		<u>84,561</u>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		47,064
営 業 利 益		<u>37,496</u>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,422	
そ の 他	<u>488</u>	4,911
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	173	
自 己 株 式 取 得 費 用	180	
支 払 補 償 費	153	
撤 去 費 用	126	
そ の 他	<u>233</u>	867
経 常 利 益		<u>41,541</u>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,737	
そ の 他	<u>101</u>	2,838
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	69	
関 係 会 社 整 理 損	121	
そ の 他	<u>10</u>	201
税 引 前 当 期 純 利 益		<u>44,178</u>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,840	
法 人 税 等 調 整 額	<u>272</u>	13,112
当 期 純 利 益		<u><u>31,065</u></u>

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 きんでん
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 道 幸 静 児 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 安 原 徹 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 藤 田 貴 大 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社きんでんの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きんでん及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 きんでん
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 道 幸 静 児 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 安 原 徹 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 藤 田 貴 大 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きんでんの2020年4月1日から2021年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社 き ん で ん 監査役会

常任監査役 (常勤) 水 本 昌 孝 ㊞

監 査 役 (常勤) 坂 田 亘 弘 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 吉 岡 雅 美 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 鎌 倉 利 光 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 長 勇 ㊞

以 上

第107回 定時株主総会 会場ご案内図

場所

株式会社きんでん 本店（11階会議室）

大阪市北区本庄東2丁目3番41号



交通のご案内



電車

地下鉄 堺筋線・谷町線／阪急 千里線

「天神橋筋六丁目」駅下車

11号出口 北へ徒歩約8分

JR 大阪環状線「天満」駅下車

北へ徒歩約15分



バス

「天神橋8丁目」下車

「大阪駅前」からご利用の際は、

34 守口車庫前行 又は

37 井高野車庫前行にご乗車下さい。

※ お車でのご来場はご遠慮願います。

株式会社 **きんでん**

大阪市北区本庄東2丁目3番41号

<https://www.kinden.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しております。